



# Cambodia news brief

A periodic summary of new rulings and documents relating to legal, tax, and investment developments in Cambodia



April 2017

## 今回のテーマ:

**2016 年度事業所得税申告書の提出と納税期限の延長、自主的な修正申告における加算税の免除期限の延長、監査報告書の提出期限の延長**

## 今回の記事に関連する対象者:

一般納税者



**2016 年度の事業所得税申告書の提出と納税期限の延長、自主的な修正申告における加算税の免除期限の延長、監査報告書の提出期限の延長**

(2017 年 3 月 31 日付租税総局通達 Notification No. 5517 GDT)

租税総局 (GDT) は上記の通達を発行し、税務申告書の提出と納税期限を下記の通り延長しました。

1. 2016 年度事業所得税申告書の提出と納税期限は 2017 年 4 月 30 日まで延長されます。
2. 過去 3 年間の自主的な修正申告による加算税の免除期限は 2017 年 4 月 30 日まで延長されます。
3. 監査報告書の提出期限は 2017 年 6 月 30 日まで延長されます。



# Cambodia news brief

A periodic summary of new rulings and documents relating to legal, tax, and investment developments in Cambodia



April 2017

この通達のコピーが必要な場合は、以下の担当者にご連絡をお願いします。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

*PricewaterhouseCoopers (Cambodia) Ltd.*

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(+66 2344 1157/Mobile:+66 8 18220338)

**atsushi.uozumi@th.pwc.com**

名賀石 樹(+66 2344 1366/Mobile:+66 9 22490014)

**tatsuki.nakaishi@th.pwc.com**